

令和8年8月17日

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者の商号・所在地

前田建設工業株式会社 九州支店  
福岡市博多区博多駅東2-14-1

2 指名停止期間

令和8年8月17日 から 令和8年9月16日まで（1ヶ月間）

3 指名停止の理由

前田建設工業株式会社の社員が、令和元年に行われた熊本県八代市発注の新庁舎建設工事の入札を巡り、同社が有利となる評価基準案を市に採用させるよう働きかける見返りとして、同市市議に現金を供与する贈賄行為を行ったことが明らかになったため。

（「遠賀町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置規程」別表第2第16号に該当）

※「遠賀町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置規程」

別表第2 贈賄又は不正行為等に基づく措置基準

| 措置要件                                                                                     | 期間                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| （不正又は不誠実な行為）<br>16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、町発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内 |